

●香川県告示第358号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和54年3月20日指道第67号（昭和54年香川県告示第283号）で行った道路の位置の指定を次のように変更して指定した。

平成27年12月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 中土指道 第12号
- 2 指 定 年 月 日 平成27年11月24日
- 3 指定道路の位置 丸亀市津森町字位504番の一部、507番3、507番4の一部、508番1の一部、
508番3、508番5の一部及び同地先農道・水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.00メートル～7.55メートル
延長 40.43メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。